

2. 5) 創意工夫・独創性

提案② 安全で快適な歩行者ネットワークの形成

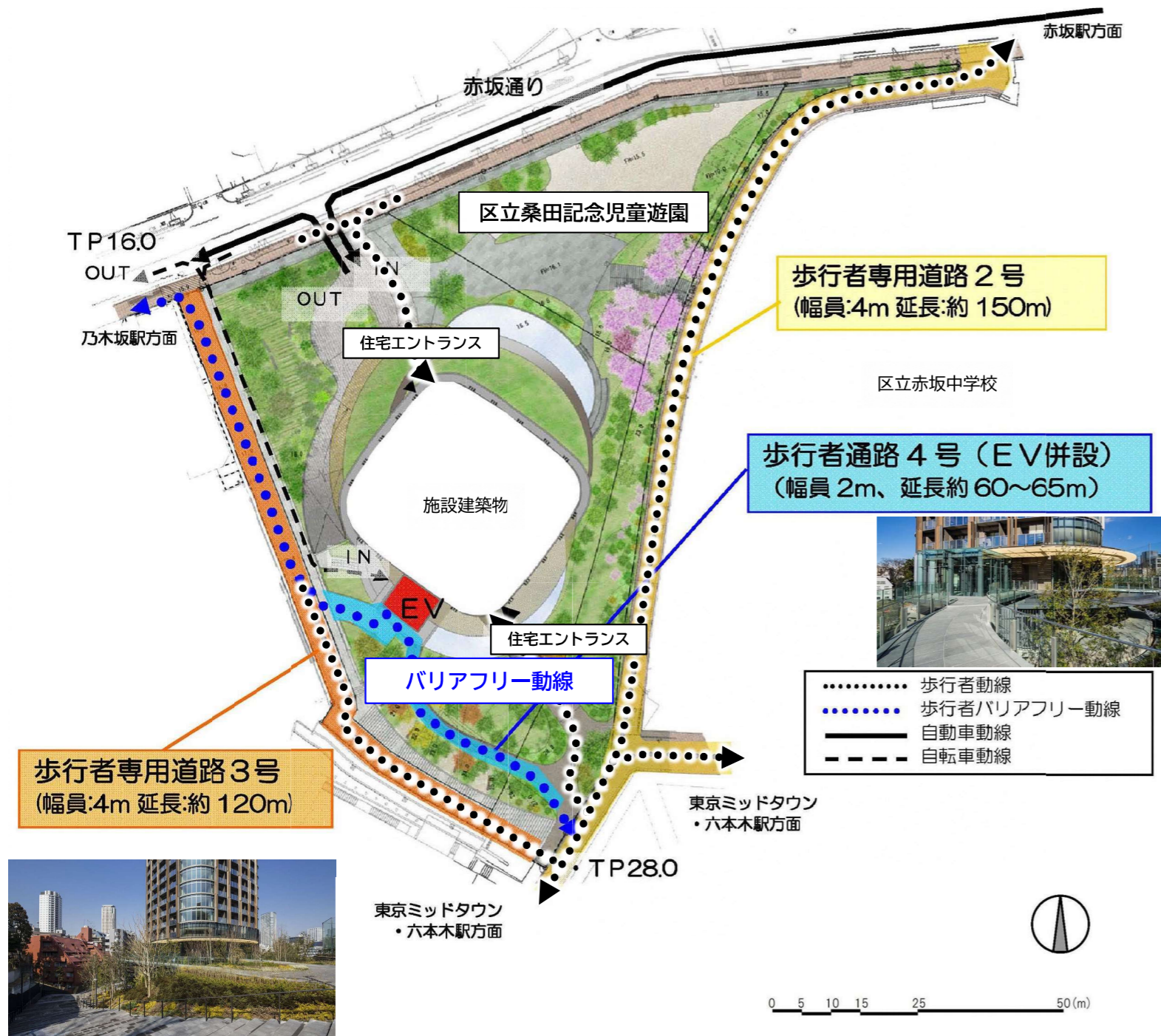
【従前の課題】

- ・ 当地区周辺には東京メトロ千代田線乃木坂駅、東京メトロ日比谷線・都営大江戸線の六本木駅の3駅があるが、周辺地域は地形による高低差が約13mあり、バリアフリー動線が確保されておらず地域間の往来に課題がありました。
- ・ 地区の避難所となる区立赤坂中学校は台地上に位置し、避難経路や救援物資の輸送ルート改善について、地区内、地区周辺住民から改善が求められていました。

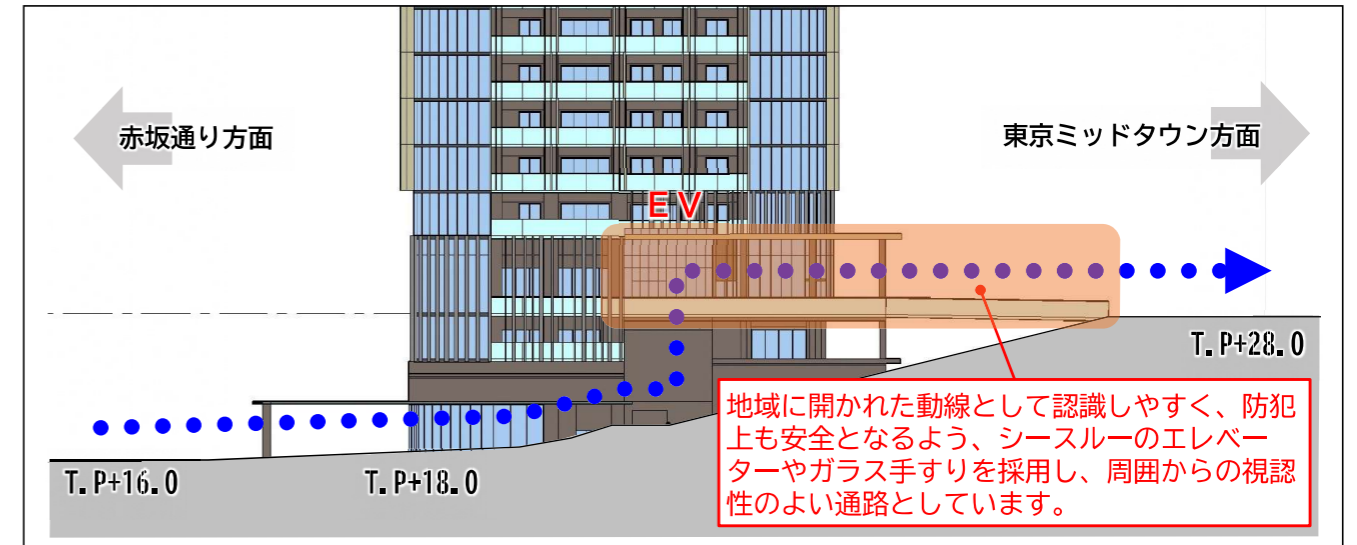
【取組内容】

- ・ 赤坂通りと東京ミッドタウン間の地形の高低差を解消し、有効に連絡する歩行者専用道路3号及び歩行者通路4号を設け、安全で快適な歩行者ネットワークの形成を図りました。
- ・ 歩行者通路4号は、高齢者や車椅子・ベビーカーの利用に配慮し、エレベーターを併設したバリアフリー経路として整備し、日常の歩行者動線の利便性を向上するだけでなく、災害時の避難や救援救護の物資輸送にも対応する経路として確保しました。

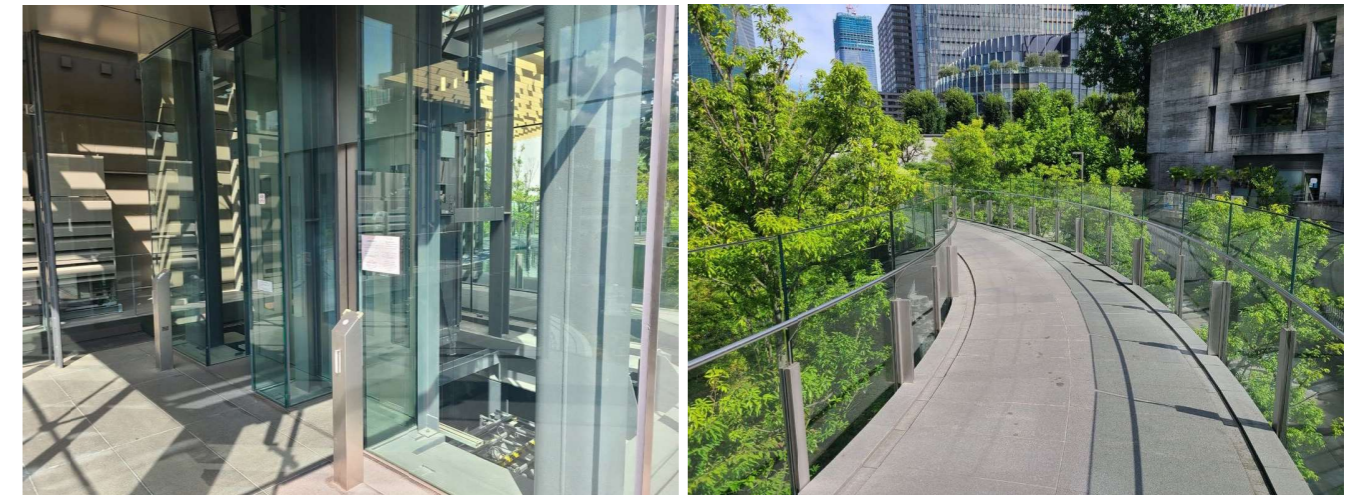
図表2.5-4 地形差を解消する、地域の安全で快適な歩行者ネットワークの形成



図表2.5-5 バリアフリー動線の整備



図：バリアフリー動線のイメージ



歩行者通路4号 (エレベーター)

- ・ 点検や修理時に利用不可とならないよう2台設置
- ・ 公益施設の利用と高低差を解消するための歩行者動線として1台ずつを設定

歩行者通路4号 (デッキ)

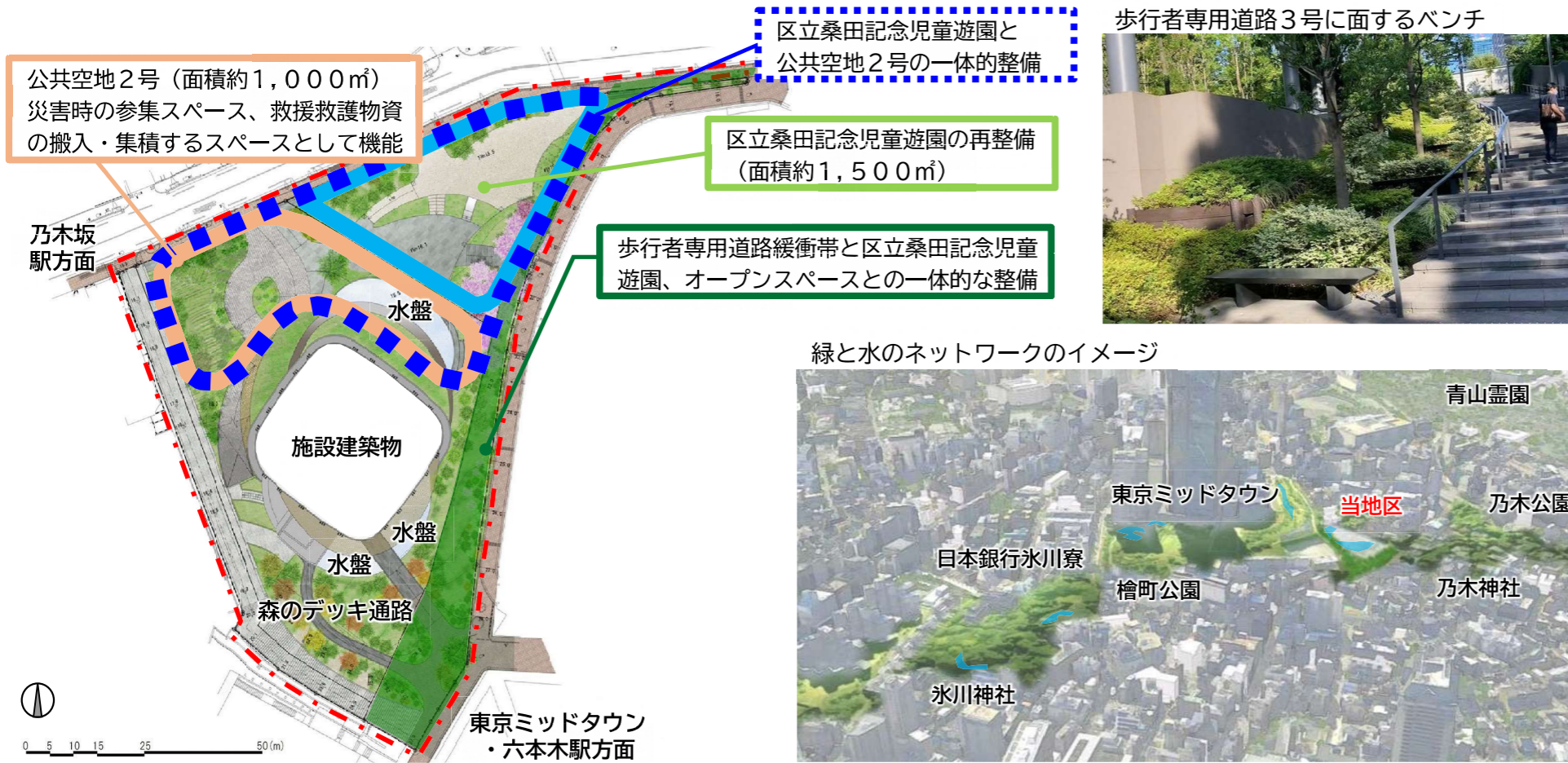
- ・ 高齢者や車椅子・ベビーカーの利用者の利用に配慮し、車椅子がすれ違うことのできる幅員2mのデッキとして整備
- ・ 歩行者専用道路3号に寄り添う線形とし、緑の中を散策する気持ちのよい歩行者空間として整備

2. 5) 創意工夫・独創性

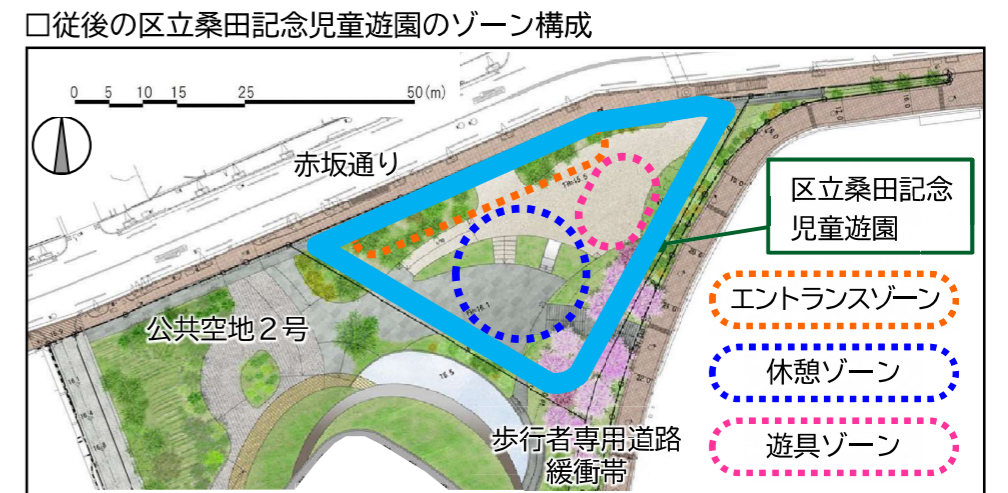
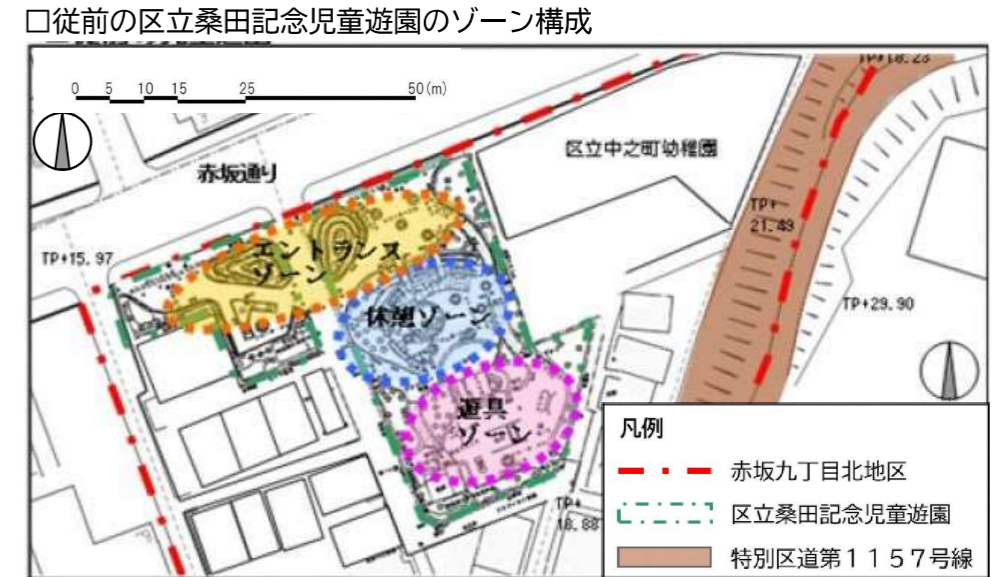
提案③ 緑化空間の整備

- 区立桑田記念児童遊園と敷地内の公共空地2号を一体的に整備することで、地域の憩いの空間となる街区公園に相当する規模のオープンスペースを確保するとともに、東京ミッドタウンの緑とつながる緑豊かな景観を形成しました。
- 従前の区立桑田記念児童遊園の地形高低差を生かした3段構成や3つのゾーンを引き継ぐとともに、傾斜を緩和し安定した斜面地として復元することで、都会の中で緑の中を回遊し、四季折々の豊かな彩りを感じることでできる景観を形成し、東京ミッドタウンから緑と水を連続させることで、歩行者が楽しめる魅力的で潤いある空間を創出しました。
- 区立桑田記念児童遊園内には、下枝の高い高木を配し、緑に囲まれながら視線が通る安全で快適な緑化空間を創出しました。また、斜面緑地や森のデッキ通路周辺では、下枝の高い高木や多様な中低木層で落葉樹と常緑樹をバランスよく配置することで、東京ミッドタウンの緑地からつながる夏場の卓越風をつなげる風の道となり、冬場の陽だまり空間をつなげる快適な空間を創出しました。
- 歩行者専用道路3号に面する緑化空間にはベンチなどを設置し、歩行者が休憩しながら楽しく通行できる空間として工夫しています。

図表2.5-6 東京ミッドタウンから連なる、水と緑の空間創出と景観の形成

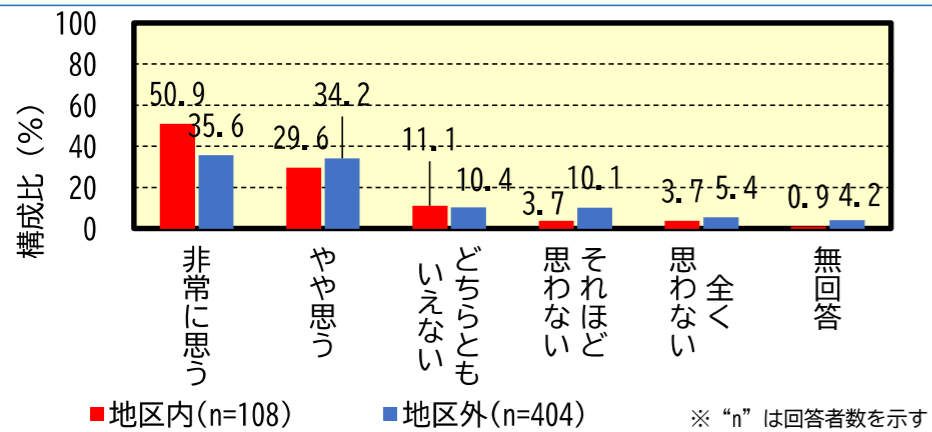


図表2.5-7 区立桑田記念児童遊園の土地の記憶を活かした再整備

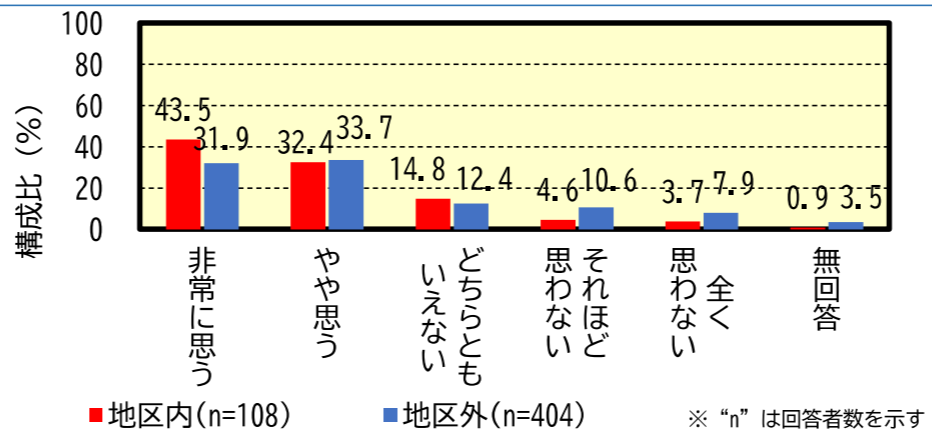


図表2.5-8 緑化空間の整備に関するアンケート結果

Q. 当地区において魅力的な潤いある空間が創出されたことで、歩行空間の快適性が向上したと思いますか。



Q. 当地区において児童遊園を公共空地と一体的に整備し、オープンスペースを確保したことは、東京ミッドタウンと連なる緑と水のネットワークの形成に貢献したと思いますか。



3. 費用対効果

- 当初事業計画から、施設整備費が約90億円増加しています。
- 事業費は増加しましたが、事後評価時における費用便益比は「1.10」であり、十分に費用対効果が得られている事業であったことが確認できました。

【費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化】

本地区における費用対効果の評価の主な要因（施設整備計画、建設期間、事業費）について、当初試算時と事業実績値の差異を把握し、その変化の要因を分析しました（図表3-1、図表3-2）。
当初試算時と比較し、工事期間の延長、建設工事費の高騰などにより、施設整備費が大幅に増加しています。

図表3-1 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化（施設整備計画、事業期間）

基礎要因	事前評価 (当初試算時：平成25年12月)	事後評価 (事業清算時：平成31年3月)	変化と その要因
①施設整備計画			
敷地面積 (㎡)	4,670.00㎡	4,664.65㎡	-
主な施設面積			
住宅	39,938.00㎡	39,263.33㎡	
公益	952.00㎡	929.18㎡	
駐車場	3,420.00㎡	3,619.97㎡	
駐輪場	0.00㎡	630.77㎡	
施設延床面積	44,310.00㎡	44,443.25㎡	
②事業施行期間			
事業施行期間	自：平成25年12月 至：平成30年 3月	自：平成25年12月 至：平成31年 3月	
建設工事期間	自：平成26年10月 至：平成29年 3月	自：平成27年 2月 至：平成30年 2月	工事期間の延長

図表3-3 赤坂九丁目北地区における費用便益比分析結果

費用便益比	計算期間47年	事前評価 (当初試算時)	事後評価 (事業清算時※)	備考
費用 (C)		約240億円	約330億円	①用地費（土地+建物）、②施設整備費、③維持管理費、④解体撤去
便益 (B)		約300億円	約360億円	a. 純収益の向上分、b. 供用終了後の民有地残存価値、c. 地価変化分
費用便益比 (B/C)		1.25	1.10	-

※事業清算時：国土交通省監修による市街地再開発事業の費用便益分析マニュアル（案）より分析

【事業効率性（費用便益比）】

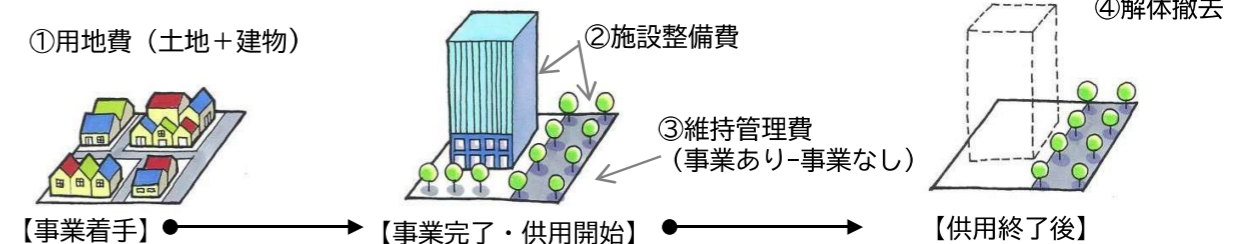
本地区における費用便益比について、国土交通省による市街地再開発事業費用便益分析マニュアル（案）により把握し、事業効率性について分析しました（図表3-3）。
赤坂九丁目北地区では、費用便益比が「1.10」となっており、十分に費用対効果が得られている事業であったことが確認できました。なお、現在、国土交通省では、補助金（交付金）交付の採択基準として、費用便益比が「1.0」以上の地区を前提条件とする旨を公表しています。

図表3-2 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化（施設整備費）

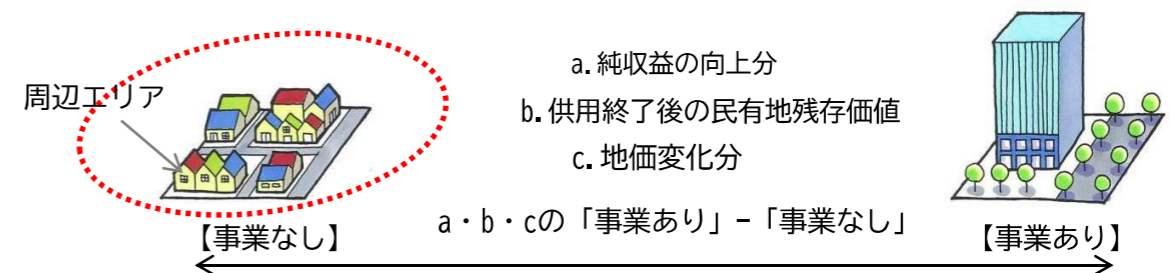
項目	事前評価 (当初試算時)	事後評価 (事業清算時)	変化とその要因
調査設計計画費	1,060	950	-
土地整備費	350	197	-
補償費	850	937	工事期間が伸びたため、仮移転補償費が増加
工事費	13,000	22,911	工事費の高騰に加え、工事入札の不調により協議による契約を締結
事務費	1,747	1,244	-
合計	17,007	26,239	-

参考 市街地再開発事業の費用便益分析のイメージ

(1) 費用の算定 (①+②+③+④)



(2) 便益の算定 (a+b+c)



事後評価の考察

総合評価	★★★☆☆
赤坂九丁目北地区第一種市街地再開発事業	【 優良 】

評価項目			評価指標	評価書	評価	
大項目	中項目	小項目				
公共施設の整備	1) 都市基盤整備		道路・公園の整備水準	7P~10P	★★☆☆	
			住民等の満足度			
			住民等の利用頻度			
建築物の整備 建築敷地の整備	2) 都市防災		耐火率（建物構造）	11P~14P	★★★★	
			不燃領域率			
			細街路状況			
			防災施設の整備状況			
	3) 居住性・快適性	事業継続性		施設稼働状況	15P	★★★★
				施設管理運営状態		
		住宅整備		住宅整備水準		★★★★
				公益施設整備状況	16P~17P	★★☆☆
		公益施設整備		住民等の満足度		
				住民等の利用頻度		
	公開空地整備		公開空地の整備状況	18P~20P	★★☆☆	
			住民等の満足度			
			住民等の利用頻度			
	4) 調和性・活力	地域創造		周辺環境との調和	21P~22P	★★☆☆
				地域のシンボル性		
	歴史・文化		地域資源の活用状況	23P	★★☆☆	
5) 創意工夫・独創性			斜面地の安全化	24P	★★★★	
			安全で快適な歩行者ネットワークの形成	25P		
			緑化空間の整備	26p		
費用対効果				27P	1.10	

考 察
<p>再開発事業前の当地区は、老朽化した低層木造住宅が密集し、未接道敷地も多い状況でした。また、台地上に位置する東京ミッドタウンと当地区との間には最大で約13mの高低差があるとともに、隣接する特別区道第1157号線は急勾配な坂道であり、斜面地の一部は急傾斜地崩壊危険箇所として公表されていました。</p> <p>当事業の実施によって、敷地を共同化し、新たに歩行者専用道路の整備や傾斜を緩和した斜面地の緑地整備、地域集合場所となる児童遊園の再整備など地区の防災力向上に寄与する都市基盤整備を行っています。</p> <p>また、敷地内に誰でも利用できるエレベーターを設置し、台地上と赤坂通りをつなぐバリアフリー動線を整備するなど安心・安全・快適な空間の創出に寄与しています。</p> <p>このほか、災害時の対応として、非常用発電機や防災備蓄倉庫を整備し、施設内に帰宅困難者を一時受け入れる体制も整備されるなど、基盤整備と併せて地域全体の防災力の向上に貢献していると評価できます。</p> <p>一方で、周辺景観との調和について、敷地に対するゆとりが評価されたものの、乃木公園や檜町公園などがシンボルとして認識されており、その周辺の建物や雰囲気と再開発ビルとの調和を疑問視する意見が多く、全体的に評価が低くなっています。</p> <p>また、東京ミッドタウンの緑地とつながる緑化空間は、緑をより身近に感じられるように、樹種の選定や配植計画について工夫の余地もみられます。</p> <p>以上のように当事業は、緑化空間の形成に工夫の余地もみられますが、従前の課題であった防災性の向上や歩行者ネットワークの形成を実現した再開発事業として評価できます。</p>

各評価項目の評価

都市基盤整備	★★☆☆
考 察	
<p>従前の当地区は、低層木造住宅が密集しており、災害時に緊急車両の進入が困難な状況にありました。また、隣接する東京ミッドタウンとは最大で13m程度の高低差があるとともに、斜面地の一部は急傾斜地崩壊危険箇所として公開されており歩行者の安全性、快適性や地区内の防災性に課題がありました。</p> <p>これらの課題に対し、歩行者専用道路3号を整備することで高低差のある東京ミッドタウン方向への快適な歩行空間を創出するとともに、急斜面部分は緩傾斜化し安全な緑化空間として整備することで、地区の課題を解決したことは評価できます。歩行者専用道路緩衝帯や児童遊園については、敷地内の緑化空間と一体的に整備し、憩いの空間を整備しただけでなく、災害時の地域集合場所とするなど防災性の向上にも寄与しました。一方で、維持管理については、公共施設と敷地内の管理の連携が図られていないなどの課題があります。また、アンケート調査において児童遊園の満足度、利用頻度が低いことから、地区内外の方に利用されるような空間整備が求められます。</p>	

都市防災	★★★★
考 察	
<p>従前は老朽化した低層木造住宅が密集しており、未接道敷地も多い状況でした。当事業で耐火建築物や道路等の公共施設を整備したことで、赤坂九丁目の不燃領域率は2.1%増加し、災害時の活動有効空間不足率も1.3%減少するなど、防災性の向上が図られました。</p> <p>災害時の帰宅困難者の対応として、非常用電源や防災備蓄倉庫の整備を行うと共に「帰宅困難者のための一時滞在スペース」を確保し、その使用について港区と協定を締結しています。</p> <p>また、事業で整備した児童遊園はかまどベンチや防災井戸などを備えた「地域集合場所」となっており、歩行者通路4号として整備したバリアフリー動線は区民避難所（区立赤坂中学校）への避難や救援救護の物資輸送にも活用できることから、地域全体の防災力の向上に貢献していると評価できます。</p> <p>一方、帰宅困難者対策の認知度については、地区内外ともに低くなっており、今後も再開発事業における防災力の向上のための取組を広く周知することが求められます。</p>	

居住性・快適性／事業継続性	★★★★
考 察	
<p>施設の管理運営は、管理組合から管理会社に対して一括で委託されており、外構、外構植栽を含めて建物全体の清掃、設備保守、警備、植栽管理が行われていることが確認できました。</p> <p>また、施設の稼働状況も住宅、公益施設ともに100%となっていることから、事業継続性の観点で評価できます。</p>	

居住性・快適性／住宅整備	★★★★
考 察	
<p>当事業で整備した住宅は、第4次港区住宅基本計画で定める誘導居住面積水準相当の住宅が多く整備されており、アンケート調査でも比較的高い居住満足度であるとの回答を得られました。入居率に関しても100%と良好です。</p> <p>また、全住戸において「住宅の品質確保の促進等に関する法律」における住宅性能評価制度で、住宅の性能、高齢者等への配慮における等級3を取得しているなど、良質な住宅が供給されています。</p> <p>さらに、従前権利者64名のうち60名が権利変換を受けて地区内で生活継続しているなど、住み続けられる住まいづくりに取り組んでいます。</p>	

居住性・快適性／公益施設整備	★★★☆☆
考 察	
<p>当事業では、「子供たちが健やかに安心して育つことが出来る環境づくり」や「高齢者生活を支える環境づくり」を目指して、子育て支援施設と高齢者福祉施設が整備されています。公益施設を整備することについて、当初地権者の賛同を得難い状況にあったものの、相互理解を図るため、意見交換会や施設見学会の開催などの事業者側の努力が重ねられました。アンケート調査においても、「子育て支援施設があつて非常に助かった」という意見や「高齢者福祉施設は今後利用したい」といった意見も見られるなど、地区内外の方々から高い評価を得ています。</p> <p>一方で、「施設があること自体を知らなかった」といった意見も見られたため、エントランスの分かりやすさ、情報発信などについて工夫の余地があったと言えます。</p>	

居住性・快適性／公開空地整備	★★★☆☆
考 察	
<p>従前の当地区は、低層木造住宅が密集しており、東京ミッドタウン側と13m程度の高低差があるなどの課題がありました。当事業により、児童遊園と一体的に公共空地2号を整備することで、ゆとりある緑豊かな空間を創出したことは、地区の課題解決に寄与しています。一方で、アンケート調査において舗装デザインや見通しの悪さについて否定的な意見もあることから、誰もが利用しやすくなるように、ユニバーサルデザインへの配慮が求められます。</p> <p>また、高低差を解消するバリアフリー動線として整備された歩行者通路4号は、子供や高齢者の利用も想定して、シースルーのEVやガラス手すりを採用するなど視認性を確保する工夫がされており安全安心にも寄与しています。アンケート調査においても、歩行者通路4号は、高い評価を得ましたが、一方で、誰でも使えることが地区外の方にあまり知られていないなどの意見もあることから、分かりやすい案内表示の設置など利用者への配慮が求められます。</p>	

調和性・活力／地域創造	★★☆☆☆
考 察	
<p>周辺景観との調和については、「敷地に対するゆとり」について地区内外ともに比較的高い評価を得ている一方で、高層の建物形状や緑の配置・木の種類、夜間照明の印象について否定的な意見が見られました。</p> <p>地域のシンボル性については、周辺にある東京ミッドタウンや乃木公園、檜町公園などがシンボルとして認識されていました。建物が遠くからわかるという意見がある一方で、その周辺の建物や雰囲気と再開発ビルとの調和を疑問視する意見が多く、全体的に評価が低くなっています。</p>	

調和性・活力／歴史・文化	★★★☆☆
考 察	
<p>従前から当地区に位置していた区立桑田記念児童遊園は、この地に長く在住し、赤坂区檜町の宅地約二千坪と邸宅を港区に寄贈した桑田家の徳業をたたえるために昭和25年に設置された施設で、長く地域の方々から親しまれてきました。</p> <p>当事業によって区立桑田記念児童遊園を再整備するにあたり、従前の地盤の高さやゾーニングを継承するとともに、再整備前から設置されていた石碑や灯籠を移設・保存するなど、記憶を継承する環境整備が図られました。</p>	

創意工夫・独創性	★★★☆☆
考 察	
<p>【斜面地の安全化】</p> <p>従前は、避難所となる台地上の区立赤坂中学校との間に約13mの地形的な高低差があり、特別区道第1157号線の斜面地による行き止まりとなっていたため、災害時の避難経路確保や救護救援活動が難しい状況にあるとともに、斜面地は急傾斜地崩壊危険箇所として公表されており、安全対策の実施が求められていました。</p> <p>当事業によって、急斜面地となっている歩行者専用道路緩衝帯の傾斜を緩和し、安全で緑豊かな斜面緑地や擁壁を整備するとともに、台地上へのアクセスルートを確保するなど、地域の安全な都市基盤が整備されました。</p> <p>【安全で快適な歩行者ネットワークの形成】</p> <p>前述の通り周辺地域は地形による高低差が約13mあり、地域間の往来に課題がありましたが、台地上との地形の高低差を解消し、有効に連絡する歩行者専用道路3号及び歩行者通路4号を設け、安全で快適な歩行者ネットワークの形成を図りました。歩行者通路4号は、エレベーターを経由するバリアフリー動線として整備され、子供や高齢者の利用も想定してシースルーのエレベーターやガラス手すりを採用するなど、周囲からの視認性を確保する工夫がされており、安全で安心な都市環境の形成に寄与しています。</p> <p>【緑化空間の整備】</p> <p>児童遊園と公共空地2号を一体的に整備して多くの緑を配置するなど敷地内を積極的に緑化し、従前は急斜面地であった箇所を緩やかな斜面地緑地として復元することで、周辺地域の緑化空間と連なる緑豊かな空間をつくりました。</p> <p>歩行者専用道路3号の階段沿いには、木々の間にベンチを設置し、気軽に立ち寄り緑に親しむことができる空間とするなどの工夫もみられましたが、地区を訪れる方、誰もが敷地内の緑をより身近に感じながら楽しく通行できるよう、樹種の選定や配植・舗装計画について工夫の余地もみられます。</p>	

費用対効果について			
算定指標	事前評価 (当初試算時)	事後評価 (事業清算時)	備 考 (貨幣換算価格とした主要な費用・便益)
費用 (C)	約240億円	約310億円	①用地費(土地+建物)、②施設整備費、③維持管理費、④解体撤去
便益 (B)	約300億円	約360億円	①純収益の向上分、②供用終了後の民有地残存価値、③地価変化分
費用便益比 (B/C)	1.25	1.10	
考 察			
<p>事後評価時の費用便益比 (B/C) は、「1.10」であり、十分に費用対効果が得られている事業であったことが確認できました。</p> <p>建築工事費の高騰などにより施設整備費が増加したことで、事前評価時の費用便益比 (B/C) 「1.25」を下回る数値となりましたが、住宅用途が多いほど費用便益比が1.0に近くなる傾向にあることを考慮すると、十分に効果のある事業であると言えます。</p>			

評価結果を受けての区への対応（同種事業の計画へのフィードバック）

○高低差を解消する歩行者ネットワークの整備と斜面の安全化について **推進すべき事項**

当地区は、隣接する東京ミッドタウンとの間が高低差最大約13mの急斜面地により行き止まりとなり、地域間の往来に課題がありました。

本事業により、高低差を解消する歩行者専用道路3号を整備し、六本木方面への新たな歩行者ネットワークを創出しました。これに並行して敷地内に整備した歩行者通路4号は、災害時にも作動可能なエレベータを設け、バリアフリー経路として歩行者の利便性を向上させ、災害時の避難や救援救護の物資輸送にも対応する経路となっています。

また、急斜面となっている歩行者専用道路緩衝帯の安全対策として、単純に擁壁を整備するのではなく、傾斜を緩和することで安全性を向上させた上で、緑豊かな斜面緑地として再整備し、周辺環境の向上にも寄与しています。

一方で、歩行者通路4号については、誰でも使えることが地区外の方にあまり知られていないことも確認できました。

高低差の解消に当たっては、誰もが使いやすい施設デザインや案内表示に配慮した歩行者ネットワークの整備、周辺環境に配慮した安全対策の検討を推進していきます。

○緑化空間の整備について **改善すべき事項**

本事業では、区立桑田記念児童遊園と公共空地2号を一体的に整備し多くの緑を配置するなど区内を積極的に緑化し、従前急斜面となっていた箇所を緩やかな斜面緑地として緑豊かに再整備することで、隣接する東京ミッドタウンの緑へと連なる緑化空間を形成しています。

一方で、歩行者専用道路3号の階段沿いには木々の間にベンチを設置し、気軽に立ち寄り緑に親しむことができるような工夫も随所にみられましたが、地区を訪れる方、誰もが敷地内の緑をより身近に感じながら楽しく通行できるよう、樹種の選定や配植・舗装計画について工夫の余地もみられます。

緑化の整備に当たっては、都心部における緑の在り方を十分に検討し、訪れる方々が四季折々の花や紅葉を楽しみながらくつろげる空間など、緑の量だけでなく彩の工夫、ユニバーサルデザインに配慮した動線計画などの質の高い緑化空間が整備されるよう再開発組合を指導・誘導していきます。

港区市街地再開発事業に係る事後評価制度【概要】

1 事後評価制度導入の目的

市街地再開発事業は、再開発組合などが施行者となり、利用状況が不健全な土地の高度利用、公共施設の整備等を行い、都市機能の更新を図る公共性の高い事業です。

市街地再開発事業の事後評価制度の導入の目的は、市街地再開発事業により整備した『公共施設』や『建築物や建築敷地』の事業効果を確認し評価することです。

事後評価で得られた知見は、新たな市街地再開発事業の計画に対する支援・指導の際にフィードバックするとともに、評価結果を広く社会に公表することで、これから再開発計画を策定する準備組合等の施行予定者の自主的な取組を促します。

2 事後評価の対象

港区内において都市再開発法に基づき実施される市街地再開発事業のうち、港区市街地再開発事業等補助金交付要綱に基づき補助金を交付した事業地区とします。

3 事後評価を実施する時期

事後評価の実施は、事業完了後、概ね5年以内とします。

(※事業完了：当該事業に係る全ての工事が完了し、都市再開発法第104条の規定による『清算』が行われた時点)

4 評価項目について

事後評価では、事前評価時における計画の達成度を確認する必要があります。

また、各事業の特性に応じた評価を行うためには、市街地再開発事業本来の目的に照らして設定した評価項目に加え、各事業の目的に応じた評価項目が必要となります。

各評価項目における評価指標については、『①全事業に共通する評価指標』、『②各事業の目的に応じて設定する評価指標』、『③創意工夫・独創性など施行者が提案する評価指標』に分類します。

【評価項目一覧】

評価項目	評価指標	※	評価項目	評価指標	※
都市基盤整備	道路・公園の整備水準	①	地域創造	周辺景観との調和	②
	住民等の満足度・利用頻度	①		地域のシンボル性	②
都市防災	耐火率（建物構造）	①		地域の活性化の取組状況	②
	不燃領域率	①	歴史・文化	地域資源の活用状況	②
	細街路状況	①	創意工夫・独創性	施行者提案	③
	防災施設の整備状況	①	費用対効果	費用便益比	①
事業継続性	施設稼働状況・管理運営状態	①	※評価指標のタイプ		
住宅整備	住宅整備水準	②	①全事業に共通する評価指標		
公益施設整備	公益施設整備状況	②	②各事業の目的に応じて設定する評価指標		
	住民等の満足度・利用頻度	②	③創意工夫・独創性など施行者が提案する評価指標		
公開空地整備	公開空地の整備状況	①			
	住民等の満足度・利用頻度	①			

5 評価の実施について

(1) 施行者による事業効果の提案

市街地再開発組合等の施行者は、組合の解散などをする前までに、事業概要書の作成とともに、事業効果を確認・評価する評価項目（案）の提案を行います。・・・①

(2) 提案内容の確認

事業概要書及び提案された評価項目(案)について、港区街づくり支援部再開発担当が施行者にヒアリングを実施し、内容を確認します。・・・②

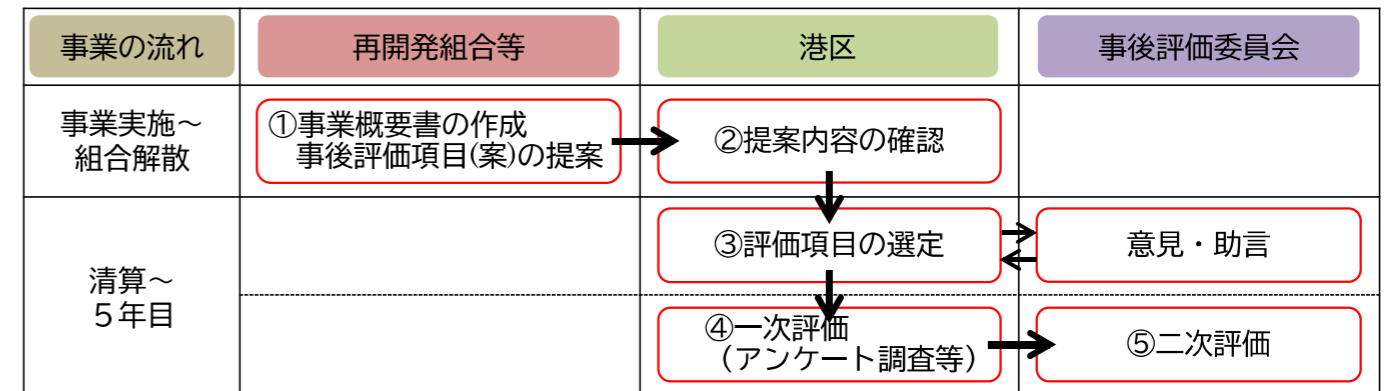
(3) 一次評価：再開発担当による評価

再開発担当が、上記ヒアリングを踏まえて評価項目を選定し、一次評価を実施します。

評価項目の選定にあたっては、区民、学識経験者及び区の部長級職員で構成する事後評価委員会の意見・助言を求めます。・・・③、④

(4) 二次評価：事後評価委員会による評価

事後評価委員会が、一次評価を踏まえた二次評価を実施します。・・・⑤



6 評価について

評価項目ごとに段階的な評価を行います。また、評価項目ごとの評価の結果を基に、市街地再開発事業の事業効果を総合的に評価します。評価項目、総合評価ともに段階1は良として『★』、段階2は優良として『★★』、段階3は最良として『★★★』の3区分とします。

7 結果の公表

事後評価の結果については、港区ホームページ等により公表します。

港区ホームページにおける公表内容は、「事後評価委員会名簿」、「評価結果」、「評価結果を受けての区の対応」とします。

8 事後評価制度の運用について

■事後評価制度運用指針

『評価方法や評価基準』、『制度運用における留意事項』を記載した『事後評価制度運用指針』を策定し制度運用の実効性を高めていきます。

■PDCAサイクル

PDCAサイクルを継続的に進めることとし、社会情勢の変化への対応や評価の更なる充実のため、制度の不断の見直し・改善に取り組めます。

■令和4年度事後評価実施地区

赤坂九丁目北地区第一種市街地再開発事業

■今後の事後評価実施地区（予定）

年度	対象予定地区
令和5年度	田町駅前東口地区
令和6年度	浜松町一丁目地区
令和7年度	虎ノ門一丁目地区

※事業の進捗によって変動する可能性があります。